

測量業務委託特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1 本特記仕様書は、「生実町317号線測量業務委託（緑8－1）」に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載されていない事項については、「測量業務共通仕様書（令和7年10月）」によるものとする。

第2条 測量範囲

測量範囲は別図に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から160日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始のほか、履行期間内のすべての土曜日を含んでいる。

第4条 監督職員

契約書第9条の規定による監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。なお、本委託の監督職員は、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

第5条 主任技術者

契約書第10条に規定する主任技術者は、業務の目的、意図を十分理解した上で、豊富な経験と知識、必要となる資格を有するものとする。

第6条 担当技術者

- 1 担当技術者は、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 2 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を作業計画書へ記載するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、3名までとする。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第7条 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略

できるものとする。ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第8条 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報の取り扱いについては、契約書記載の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第9条 疑義の発生

受注者は、本業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解説に疑義を生じた事項、ならびに仕様書に明記されていない事項について、監督職員と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

第2章 測量業務

第10条 業務内容

業務内容は別紙によるものとするが、詳細については、監督職員の指示に従うものとする。
なお、本業務は、擁壁の補修を実施するための路線測量、現況実測平面図作成、用地測量を行うことを目的とする。

第11条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、測量法、千葉市公共測量作業規程、千葉市公共基準点管理要項等関係する法令規則を遵守すること。

第12条 事故の防止

現地踏査は、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を守り、円滑にこれを行わなければならない。事故傷害等が生じた場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

第13条 土地の立ち入り等

現地踏査における、土地への立ち入りは、地元民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう十分心掛けること。

第14条 協議打合せ

協議打合せは、業務着手時・中間打合せ3回・成果品納入時の5回以上行い、受注者の編成は主任技術者、担当技術者の各1名以上で行い、協議後、議事録を作成し提出すること。

第3章 境界確定業務

第15条 境界確定協議

1. 敷地境界の不明確な道路を、現地において隣接土地所有者と立会協議を行い確定すること。

2. 受注者は土地所有者に境界確定協議の趣旨を説明すること。また、土地所有者への説明は不用意な言動を慎むこと。
3. 道路の幅員（境界）は監督員の指示を受けるものとし、直線の部分で所要の幅員が確保できるように境界を決めるものとする。
4. 既設の道路境界標については、現地において、土地所有者立会いのうえで公図等の道路幅員を確保すること。

第16条 仮杭設置

境界確定協議により、境界が確定した箇所に、仮杭等を設置すること。また、その位置及び幅員等を公図に明記すること。

第17条 同意書

1. 現地において境界確定協議が成立した場合は、土地所有者から路線毎に境界同意書に署名捺印を得ること。
2. 境界同意書を得たときは、仮杭の場合は関係者に、後日仮杭設置個所に永久標石を設置する旨を説明し了解を得ること。

第18条 未立会

立会通知の返送及び特別の理由等により立会協議ができない場合は、発注者において調査し連絡するものとする。

第19条 再立会協議

雨天等により中止の場合及び未立会の場合は、再度境界確定協議を実施するものとする。

第20条 再立会報告書

1. 境界確定後に境界立会経過報告書を作成し、提出すること。
2. 境界について、意見の相違等により境界確定協議が成立しなかった箇所については、上記報告書の他に、境界未確定報告書を作成し提出すること。

第4章 成果品等

第21条 成果品及び電子成果

成果品は、下記について提出するものとする。なお、電子成果については、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】（H30.4）」によるものとする。

- | | | | |
|---|----------------------|----|-------------------|
| ① | 報告書（A4版キングファイル） | 1部 | |
| ② | 〃（電子成果 CD-RまたはDVD-R） | 2部 | ※ラベル面の表記はガイドライン参照 |
| ③ | 測量縮小原図（A3版） | 1部 | |

第22条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了後といえども、誤測等不備が発見された場合及び工事の施行上困難な場合、若しくは支障が生じた場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

第23条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、すべて発注者にあるものとする。本業務の遂行過程及び完了後において受注者がこれを利用若しくは公表することは、一切これを認めない。

第24条 成果品の引き渡し

検査によって業務の完了を確認した後、同日に受注者は成果物の引渡しを申し出るものとする。

第4章 その他

第25条 情報共有システムの利用

本業務は、土木設計業務等におけるA S P方式の情報共有システム（受注者希望型）に取り組む業務である。実施に際しては、別に定める「千葉市土木設計業務等における情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。